#### 国営かんがい排水事業 野洲川中流地区

#### 事業の概要

本地域は滋賀県東南部に位置し、一級河川野洲川の中流部に拡がる1,095haの穀倉地帯であり、古くから良質の近江米の産地である。

本事業の対象施設である水口頭首工は、国営かんがい排水事業「野洲川地区」(昭和22年度~昭和30年度)により造成され、供用開始から50年が経過し、老朽化及び損傷が著しい取水施設、洪水吐施設、附帯導水路等の施設改修を行うものである。

#### 目的・必要性

水口頭首工における老朽化及び損傷の著しい各施設をこのまま放置し、施設に機能障害が発生した場合、取水機能の停止による農業等への被害にとどまらず、洪水時の管理に重大な支障をきたし、河道外への溢水により農地や家屋等に多大な被害を与えるおそれが大きい。

このことから、本事業により改修を行うことにより、農業用水の安定確保並びに維持管理費の軽減や施設の安全性の確保を図り、もって農業経営の安定に資するものである。

#### 事業の効率性

効用(年総効果額)

・施設の維持管理費の節減

4百万円

・施設更新による現況施設機能の維持

107百万円

計

111百万円

## (費用便益比の算定)

区分	算	定	式	数	値	備	考
総事業費					1,600百万円		
効用					111百万円		
廃用損失額					25百万円	廃止する施設	の残存価値
総合耐用年数					24年	当該事業の耐	用年数
還元率 x (1+					0.0673	総合耐用年数	に応じ、効用から総便益
建設利息率)						を算定するた	めの係数
総便益	II	/	-		1,625百万円		
費用便益比	II	/			1.01		

- 注1)百万円単位で四捨五入しているため、総便益は算定結果と合わない場合がある。
- 注2)数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

#### 事業の有効性

農業水利施設の更新により、十分な施設機能が確保され農業経営の安定化が図られるととともに、 年間4百万円相当の維持管理が節減される。

#### 日程・手続

平成17年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きを開始見込。

#### 事業に対する決議

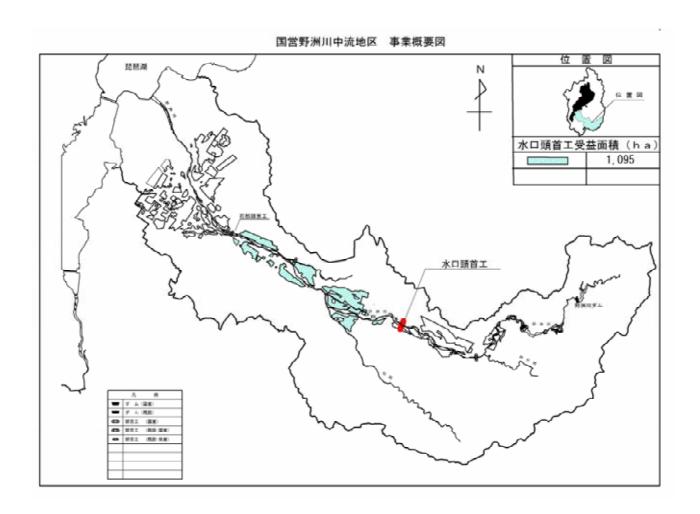
野洲川土地改良区及び関係市によって構成される野洲川沿岸地区国営総合農地防災事業推進協議会の平成16年8月の総会において、水口頭首工の施設整備工事の早期着手に向けて取り組むことの決議が得られている。

#### 評価担当部局

農村振興局

# 概要図

1.受益面積	1,	095ha			
2.受益者数	1,	242人			
3 . 主要工事計画	工 種	数量	事	業	費
	頭首工(改修)	1ヶ所			1,600百万円
国営総事業費					1,600百万円



(局名:近畿農政局)(地区名:野洲川中流地区)

## 1.必須事項

項目	評価の内容	判定
1 . 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生 産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該 事業を必要とすること。	
2 . 技術的可能性 が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が 技術的に可能であること。	
3.事業の効率性 が十分見込まれ ること。(効率性)	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	
4 . 農家負担の可 能性が十分であ ること。(公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の 状況からみて、負担能力の限度を超えることとはなら ないこと。	
5.環境との調和 に配慮している こと。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	
6 . 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」 を超えないこと。	

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

# 2.優先配慮事項

項目	評価の内容	判定
1.事業で達成する目標に関する事項(有効性)	地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られ る。	
	農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件 が整備される。	
	水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が 図られる。	
	老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能 回復や農業災害の防止等が図られる。	
2 . 事業内容や実施は制等に関す	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	
施体制等に関する事項	コスト縮減について具体的に配慮した計画となって いる。	
	関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計 画と整合が図られている。	
	高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振 興対策対象地域である。	
	一般被害等の軽減にも寄与するものである。	

項目	評価の内容	判定
	地元の事業推進体制が整備されている。	
	関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担 金等について理解を得ており、事業実施に対する合意 形成が図られている。	
	関係機関との協議について、基本的事項の合意に達し ている。	
	関連する他事業との調整が図られている。	
	施設の適切な維持管理のための体制が整備されいる。	

項目を満たしている場合は「 」とする。 項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

# 3 . 特定監視項目

項目	評価の内容	判定
1.地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	
2 . 受益面積	・最近年の面積を把握している。	

項目を満たしている場合は「 」とする。